

令和 8 年 4 月 8 日

保護者 様

大阪市教育委員会
大阪市立下新庄小学校
校長 前木場 篤

非常変災時における措置についてお知らせ（保存版）

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- (1) 大阪市内に「**暴風警報**」もしくは「**暴風雪警報**」または「**特別警報**」が発表された場合。
- (2) 東淀川区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。
なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル4相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。
また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。
 - 大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。）
 - おおさか防災ネット（メール登録もできます）
 - 大阪市危機管理室ツイッター
 - LINE 大阪市公式アカウント
 - 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）
- (3) 大阪市内のいずれかの地域において**震度5弱以上の地震（気象庁発表）**が発生した場合。
- (4) 「**南海トラフ地震に関する情報（臨時）**」のうち、「観測された事象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※ ただし、上記（1）～（4）に関わらず、「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報の発表、児童の登校時の安全が確保できない事態や学校周辺の緊急事態等が発生した場合、もしくは学校施設の被害や授業の実施が困難になる事態が発生した場合やこれらの事態が生じる恐れがあると判断した場合には、学校長の判断により臨時休業措置とする場合があります。

※裏面もご覧ください

＜下校措置をとる場合＞

始業時刻以降に、臨時休校措置の措置基準（前記(1)～(4)）に該当する災害等が発生した場合には、学校長の判断により校時変更を行い、教職員引率による集団下校もしくは保護者引き渡しによる下校の措置をとります。

※ ただし、通学路の安全確認ができない場合など、学校にいる方が安全と判断した場合には、下校措置をとらずに学校に待機する場合があります。

※ 下校措置をとる場合には、「緊急連絡カード」に従って、保護者の方に連絡させていただきます。（緊急連絡先に変更が生じた場合は、速やかに担任まで連絡をお願いします。）

- 臨時休業措置もしくは下校措置の判断をした場合には、「ミマモルメ」のお知らせメール配信と「学校ホームページ」にてお知らせいたします。（「ミマモルメ」の登録はお済みですか？登録がまだの方は、いざという時のために登録していただきますようお願いします。）
- 臨時休業措置をとった後で登校してきた児童には、学校より保護者の方に電話にて連絡をさせていただきます、教職員引率による下校もしくは保護者引き渡しによる下校の措置をとらせていただきます。
- 日頃から、お子さんと災害等が発生した場合にはどうするかをよく話し合っておいてください。（登下校時のこと、誰が迎えに行くのか、お家での過ごし方など）
- 学校が臨時休業措置や下校措置をとった場合には、いきいき活動も中止になります。
- 台風の接近時などには、テレビ等の気象情報や河川の情報に注意しておいてください。